

## 育成室の基本仕様

育成室は、保護者の就労、疾病等の理由により昼間家庭において適切な保護を受けることができない小学校(小学校に相当する学校を含む。以下同じ。)に就学する児童に対し、遊びと生活の場を提供することで当該児童を保護し、その健全な育成を図ることを目的とする。育成室の対象児童は主に小学校1年生から3年生までで、その規模はおおむね40人を想定している。

1	専用区画の確保	専用区画として、児童が遊びや活動を行うスペース(以下「遊びや活動のスペース」という。)及び児童が体調の悪いときなどに静養するスペース(以下「静養するスペース」という。)を確保すること(専用区画には職員が事務作業を行うスペース(以下「事務スペース」という。)、台所、手洗い場、便所等を含まないものとする。)
2	専用区画の有効面積	1支援あたりの児童の数は、おおむね40人を想定し、専用区画については、児童1人につき1.65㎡以上の有効面積を確保すること。
3	安全及び衛生に対する配慮	(1) 採光、換気等、児童の保健衛生上の配慮を十分行い、2方向避難も確保すること。 (2) 壁、床等の素材は、アレルギーに配慮したものとする。 (3) 壁・建材の角等にはガードの設置又は面取りを行うこと。 (4) ドアには指挟み防止措置を施すこと。
4	静養するスペース	静養するスペースは、遊びや活動のスペースと区切り、壁・ドアで仕切られた3畳ほどの有効面積を確保すること。
5	事務スペース、更衣スペース等の確保	事務スペース、更衣スペース及び保育資材を置くことができる倉庫を確保すること。 なお、事務スペースから専用区画が見渡せるような設計が望ましい。
6	専用区画の床	専用区画の床材には、児童の昼寝、遊具での遊び及び座卓での食事(おやつ)に対応できるよう、衛生的で部分的な交換が可能であり、クッション性の高いものを使用すること。
7	台所	(1) 電磁調理器、食器洗い乾燥機及び配膳用カウンターのあるシステムキッチンを設置すること。 (2) 冷蔵庫、レンジ台及び食器棚を配置できるスペースを確保すること。 なお、台所から専用区画が見渡せるような設計が望ましい。
8	子ども用手洗い場の設置	児童の背丈に見合った高さの手洗い場とし、蛇口を3口設け、そのうち2口は自動水栓とすること。また、混合水栓とし、温水が使用できるようにすること。 床材には蛇口からの水が床に跳ねても変質しない耐水性のあるものを使用すること。壁に鏡及び吊り戸棚を設置すること。
9	便所の設置	育成室専用で、子ども用の便所を設置する。男子便所は洋式便器1つ、女子便所は洋式便器を1つとし、それぞれに手洗いを設置する。手洗いの設置が難しい場合は項目8の手洗い場をもって代用可能とする。 また、洋式便器のブース内には電源を確保する。
10	シャワー室の設置	失禁時、嘔吐時等の衛生確保に使用できるよう、男女共用のシャワー室を1か所設置すること。

11	洗濯機置き場の設置	児童用のシーツ、タオル等を洗濯する洗濯機置場を設置すること。
12	下駄箱の設置	児童40人及び職員6人の靴が入る下駄箱を設置すること。
13	子ども用ロッカーの設置	40人分の引き出し付ランドセルで、その他手荷物が入る大きさのロッカーを設置すること。
14	収納等の設置	(1) 運営に必要なかつ十分な吊り戸棚、収納棚、本棚、掲示板等(以下「収納等」という。)を設置すること。 (2) 壁面上部の空きスペースには可能な限り収納等を設置すること。 (3) 床置き収納等は、設置場所の変更が可能なものとし、転倒防止対策を行うこと。
15	防音対策	外部や他の部屋に振動や音が漏れないよう配慮した設計とすること。
16	窓	窓には強化ガラス(飛散防止)を使用し、網戸、カーテンボックス及びカーテンレール(二重)を設置すること。落下等の危険性がある場合は、二重施錠が可能なものとし、手すりを設置すること。
17	電話回線(2回線)、LAN及びCATV配管	電話・FAX用の電話線、パソコンのLAN配線及びCATVの配線ができるよう配管の設置をすること。
18	カメラ付きインターホン及び電子錠の設置	カメラ付きの玄関子機のほか、壁掛けの親機及び持ち運びのできる子機1台を設置し、インターホンの使用や電子錠の施錠・解錠ができるよう整備すること。
19	非常用設備の設置	学校110番、火災報知機、館内放送設備、非常用具その他非常災害に必要な設備を設置すること。
20	給湯設備の設置	システムキッチン、手洗い場及びシャワー室において温水が使用できるようにすること。
21	冷暖房設置	冷暖房の設置をすること。
22	冷水機設置	児童が水分補給をするための、冷水機を設置すること。
23	24時間換気システムの設置	24時間換気を行うことができる設備を設置すること。
24	照明器具	LEDを使用し、飛散を防止する加工が施されたものを設置すること。
25	バリアフリー条例の遵守	児童厚生施設として遵守すべき、バリアフリー化の基準に沿った施設整備(EV設置、廊下の幅等)を行うこと。
26	2方向避難路の確保	火災等非常時に児童の避難に有効な出入口を2か所設置すること。 なお、避難路は保育室から建物外に出て公道まで退避できるものとし、2経路の重複を不可とする。
27	新耐震基準の遵守	建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)により建築された建物であること。